

平成 30 年 5 月 吉日

愛媛県知事 中村時広 様

愛媛県における「受動喫煙防止条例」制定のお願い

NPO 法人禁煙推進の会えひめ

<http://uen-ehime.com/index.html>

会長 松岡 宏

〒790-0915 愛媛県松山市松末 1 丁目 3 番 9 号 703 号

TEL 090-4504-4217 FAX 089-906-1530

E-mail; office@uen-ehime.com

謹啓

新緑の候、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

私どもの「NPO 法人禁煙推進の会えひめ」は、喫煙の及ぼす有害性と禁煙の必要性を鑑み、禁煙推進事業に広く取り組んでいる NPO 法人で、現在、約 250 名の会員で活動しております。

さて、本県におきましては、日頃から県民の健康につきまして多分なご配慮をたまわり県民としてたいへん感謝いたしております。しかしながら、健康に多大な影響を及ぼす喫煙への対策、すなわち禁煙推進に関しては、残念ながら本県は後進県といわざるを得ません。飲食店や公共機関はもちろん、職場の受動喫煙に苦しむ多くの方々の声が本会に多く寄せられております。一昨年、厚生労働省は、少なく見積もって、交通事故死者（約 4 千人）の約 4 倍、年間 1 万 5 千人という膨大な数の健常人が受動喫煙で死亡していると推計しました。受動喫煙は、非喫煙者（健常人）の命を奪うだけでなく、重い体調不良をもたらし、健康な人生と生活の糧を奪うという憲法の基本的人権・生存権をも脅かすものです。平成 15 年 5 月に施行された「健康増進法（受動喫煙防止法）」および平成 17 年 2 月に発効された「世界たばこ規制枠組条約（FCTC）」に従い、平成 24 年の神奈川県施行に続き、平成 25 年には兵庫県で「受動喫煙防止条例」が制定されました。しかし、飲食店業界の反対により、残念ながら県民の健康を本当に考えた完全な受動喫煙防止条例になっておりません。現在も、2020 年の東京オリンピックに向けて厚生労働省が推し進める原則禁煙という受動喫煙防止法案に対しても、タバコの本質を理解しない抵抗勢力によって、残念ながら骨抜きにされる閣議決定がなされました。オリンピックに関しては、東京都の厳しい受動喫煙防止条例の制定に、是非とも期待したいと思っております。本県におきましては、県民の受動喫煙被害防止を第一に考え、早急に、神奈川県および兵庫県や制定予定の東京都を超える「例外なき受動喫煙防止条例」（規模に拘わらず、すべての飲食店での禁煙の徹底）を制定・施行していただきますようお願い申し上げます。

愛媛県におかれましては、毎年の世界禁煙デーでは、1 日だけの庁舎内禁煙を実施されておりますが、通常は県庁舎敷地内の喫煙場所で勤務時間内に職員が喫煙する姿を見かけます。非喫煙職員の受動喫煙被害が心配です。実際に、訪庁者や県職員の方から受動喫煙被害の声をお聞きし

ます。受動喫煙被害を防止するため、県庁舎全ての敷地内禁煙の実施をお願いいたします。議会棟も館内禁煙にもなっていないようですが、議員の特権という問題ではなく、職員の受動喫煙被害、健康問題が最優先されるべきです。例外のない禁煙化をお願いいたします。また、愛媛県の公用車は喫煙自由だそうで驚きました。全国のほとんどの自治体（東京、愛媛以外）の公用車は喫煙の規制を設けているようです。早急に公用車の禁煙化をお願いいたします。

そもそも、医学的に「喫煙は、喫煙病（ニコチン依存症＋喫煙関連疾患）という全身疾患」であり、「喫煙者は積極的禁煙治療を必要とする患者」と定義されております。ニコチンを定期的に補給しないと頭が働かない体にされている喫煙職員に、高血圧や糖尿病と同じ病気（それ以上に命を落とす病気ですが）だから、禁煙治療を受けるように指導をお願いできれば幸いです。病気を治さない限り、喫煙場所を探してイライラし、職務に専念はできません。禁煙化が進めば、職員が喫煙病を治す、後押しになると思います。ところで、勤務時間内の喫煙は、地方公務員法の職務専念義務違反にはならないのでしょうか？

ご多忙中のところ、まことに恐縮ではございますが、よろしくご検討をたまわりますようお願い申し上げます。

最後に、本要望に対するご回答をお願いできれば幸いです。当会ホームページに愛媛県の取り組みとして掲載させていただきたいと思っております。以下に、要望を箇条書きにまとめておきますので、簡潔にご回答いただければ幸いです。一昨年と昨年は、残念ながら、ご回答をいただけませんでした。今年は是非ともご回答していただけるようによろしくお願いいたします。

敬白

【参考】

健康増進法（受動喫煙防止法）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0103.html>

世界たばこ規制枠組条約

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html

【要望】

- 1) 公共の場を完全禁煙にする「受動喫煙防止条例」、禁煙を推進する「健康増進条例」を制定して欲しい。
- 2) 議院棟を含めた官庁舎を加えた、本庁の敷地内を完全禁煙にして欲しい。
- 3) 公用車を全て禁煙にして欲しい。
- 4) タバコは嗜好品でなく、喫煙は最も命を落としている病気であるということを認識して欲しい。
- 5) 高血圧や糖尿病と同じように、喫煙職員に対して、喫煙病であるから禁煙治療を受けるように指導して欲しい。
- 6) 勤務中の県職員の喫煙を止めて欲しい。（地方公務員法の職務専念義務違反であると思いますが、県の見解を教えてください。）

